

税務課からのお知らせ

◎軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します

平成31年度軽自動車税(種別割)の納税通知書を発送します。
内容をご確認いただき、納期限までの納付をお願いします。

納税通知書の発送	5月7日(火)
納 期 限	5月31日(金)

◎障害者等の減免には申請が必要です

身体障害者手帳等(身体障害者手帳・戦傷病者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)をお持ちで、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請することで、軽自動車税(種別割)の減免を受けることができます。
なお、この減免については**普通車を含め1人1台**に限ります。詳しくは税務課までお問い合わせください。



◎固定資産税の納税通知書を発送します

平成31年度固定資産税納税通知書を発送します。

納税通知書の発送	5月7日(火)
----------	---------

納期は、5・7・9・11月の各月末です(月末が日曜日など休日にあたる場合はその翌日)。納め忘れのないよう計画的に納付をお願いします。

町税の口座振替のお知らせ

町税の納付には、便利な口座振替をお勧めします。
口座振替にすると、納期ごとの支払いの手間や、うっかり納め忘れる心配もありませんのでご利用ください。
手続きは、四万十町指定の金融機関で行うことができます。詳しくは、税務課までお問い合わせください。

取扱金融機関

- ・四国銀行・高知信用金庫
- ・高知銀行・ゆうちょ銀行・高知県農協

【お問い合わせ先】税務課 ☎22-3116

銃砲刀剣類の登録について

美術品・骨董品として銃砲刀剣類を所有する場合、届け出および登録が必要となります。
届け出・登録がお済みでない方はお手数ですがお手続きをお願いいたします。
手続きについてご不明な点がございましたら、お問い合わせ先までご連絡ください。

【お問い合わせ先】生涯学習課 ☎22-3576

2月 学校給食食材の放射能測定

	検査期間	セシウム134	セシウム137	ヨウ素131
窪川学校給食センター	2/1~7	不検出	不検出	不検出
大正学校給食センター	2/1~7	不検出	不検出	不検出
十和学校給食センター	2/1~7	不検出	不検出	不検出

実施日：平成31年2月22日
検査機関：株式会社 日本食品エコロジー研究所 食品分析センター

※不検出とは測定下限値未満(<1.0Bq/kg)であることを示しています。検査に使用する食材は、約1週間の原材料(調味料を除く)です。一定量を混合試料にして検査します。

四万十町使用公用車の売却について

町使用の公用車を次の条件にて競売いたします。

■競売対象車両

自動車登録番号	初年度登録	走行距離	車検有効期間
「高知800 さ 3191」 車名：日野 型式：KK-FC3JDEA パッカー車	平成14年 11月	334,888 km (平成31年3月1日現在)	平成31年 11月23日

■申し込み資格

四万十町内に住所を有する個人または法人

■申し込み方法

環境水道課備付の用紙(入札書)へ記入・押印のうえ、「入札書在中」と書した封筒へ入れて封印したものを環境水道課まで提出してください。

■入札期間

4月15日(月)～4月26日(金)

※ただし、土・日・祝日を除く午前8時30分～午後5時(正午から午後1時を除く)
最終日は午後3時まで。

■車両公開場所

四万十町秋丸186-2
四万十町環境・雇用創出協会駐車場内

■車両公開期間

上記、入札期間中の土・日・祝日を除く
午前8時30分～午後4時30分(正午から午後1時を除く)まで。

■払い下げの決定

4月26日に開封を行います。最高入札額を提示した者に売払いを決定し、落札者のみ決定通知を送付します。



▲「高知800 さ 3191」
※平成31年3月末までごみ収集車として稼働していました。

■売却条件

◎売却車両については、道路運送車両法に基づき登録・変更などの手続きを行い、手続き完了後、本町に証明書などの写しを提出すること。
また、申請に必要な書類は落札者が全て用意するものとし、諸費用は落札者が負担することとします。

◎売却車両の引渡し後の故障、瑕疵などについて、本町は一切の責任を負わないものとします。

◎売却代金は納付書払いとし、入金および名義変更確認後、車両の引渡しを行います。

【お問い合わせ先】環境水道課 ☎22-3119



国保の高額療養費の払い戻しには、領収書が必要です

【お問い合わせ先】
町民課 223117

◆高額療養費制度とは
一か月に支払った医療費(※1)が一定の金額(自己負担限度額)(※2)を超えた場合に、自己負担限度額を超えた金額が健康保険から支給される制度です。
※1 保険適用外の診療、入院時の食事代、ベッド代は除きます。
※2 所得、年齢によって変わります。
◆通知の時期
支払った医療費が高額療養費に該当するかどうかは、診療月の2か月後に確定し、翌月、世帯主宛に通知します。医療機関から健康保険に提出された請求書(診療報酬明細書)の審査の結果によって通常より遅れる場合があります。
◆領収書は大切に保管を
高額療養費の申請には、医療費の支払いが済んでいることを確認するために領収書の提示をお願いしています。領収書の再発行には手数料がかかる場合もありますので、紛失しないよう保管してください。